

(以下のページの写しを添付して下さい。)

第4-(2)号様式

付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課 税 期 間		氏名又は名称		
項 目		旧 税 率 分 小 計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E
課 税 売 上 額 (税 抜 き)	①	(付表2-2の①×X欄の金額) 円	円	円
免 稅 売 上 額	②			
非 課 税 資 産 の 輸 出 等 の 金 額 、 海 外 支 店 等 へ 移 送 し た 資 産 の 価 額	③			
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (① + ② + ③)	④			[第一表の抄欄へ 付表2-2の④×X欄へ]
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (④ の 金 額)	⑤			
非 課 税 売 上 額	⑥			
資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (⑤ + ⑥)	⑦			[第一表の抄欄へ 付表2-2の⑤×X欄へ]
課 税 売 上 割 合 (④ / ⑦)	⑧			[%] [第一表の抄欄へ 付表2-2の⑥×X欄へ]
課 税 仕 入 に 係 る 支 払 対 価 の 額 (税 込み)	⑨	(付表2-2の⑨×X欄の金額)		
課 税 仕 入 に 係 る 消 費 税 額	⑩	(付表2-2の⑩×X欄の金額)	(⑩×D欄×6.24/108)	(⑩×E欄×7.8/110)
特 定 課 税 仕 入 に 係 る 支 払 対 価 の 額	⑪	(付表2-2の⑪×X欄の金額)	※並び並欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。	
特 定 課 税 仕 入 に 係 る 消 費 税 額	⑫	(付表2-2の⑫×X欄の金額)		(⑫×E欄×7.8/100)
課 税 貨 物 に 係 る 消 費 税 額	⑬	(付表2-2の⑬×X欄の金額)		
納 税 義 务 の 免 除 を 受 け な い (受 け る) こ と と な っ た 場 合 に お け る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額	⑭	(付表2-2の⑭×X欄の金額)		
課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 の 合 計 額 (⑨ + ⑩ + ⑪ + ⑫ + ⑬ ± ⑭)	⑮	(付表2-2の⑮×X欄の金額)		
課 税 売 上 高 が 5 億 円 以 下 、 か つ 、 課 税 売 上 割 合 が 95 % 以 上 の 場 合 (⑧ の 金 額)	⑯	(付表2-2の⑯×X欄の金額)		
課 5 課 95 税 億 個 別 税 % 壳 未 壳 円 上 満 上 超 割 の 高 又 合 場 が は が 控 の 除 調 税 額 整	⑰のうち、課税売上げにのみ要するもの	(付表2-2の⑰×X欄の金額)		
	⑰のうち、課税売上げと非課税売上げに 共 通 し て 要 す る も の	(付表2-2の⑱×X欄の金額)		
	個 別 对 応 方 式 に よ り 控 除 す る 課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 [⑰ + (⑱ × ④) / ⑦]	(付表2-2の⑲×X欄の金額)		
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額 (⑰ × ④) / ⑦)	(付表2-2の⑳×X欄の金額)		
	課 税 売 上 割 合 変 動 時 の 調 整 対 象 固 定 資 産 に 係 る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額	(付表2-2の㉑×X欄の金額)		
	調 整 対 象 固 定 資 産 を 課 税 業 務 用 (非 課 税 業 務 用) に 転 用 し た 場 合 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額	(付表2-2の㉒×X欄の金額)		
	居 住 用 貨 建 物 を 課 税 貨 建 物 に 供 し た (譲 渡 し た) 場 合 の 加 算 額	(付表2-2の㉓×X欄の金額)		
差 引	控 除 対 象 仕 入 税 額 [(⑯ + ⑰) 又 は ⑰ の 金 額] ± ⑲ + ⑳] が プラス の 時	(付表2-2の㉔×X欄の金額)	※付表I-1の④D欄へ	※付表I-1の③E欄へ
	控 除 過 大 調 整 税 額 [(⑯ + ⑰) 又 は ⑰ の 金 額] ± ⑲ + ⑳] が マイナス の 時	(付表2-2の㉕×X欄の金額)	※付表I-1の③D欄へ	※付表I-1の③E欄へ
貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額	㉖	(付表2-2の㉖×X欄の金額)	※付表I-1の③D欄へ	※付表I-1の③E欄へ

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表2-2を作成してから当該付表を作成する。
3 並び並欄には、領引き、削戻し、割引きなど仕入対象の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。

(R2.4.1以後終了課税期間用)

第4-(6)号様式

**付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕**

一般

課 税 期 間		・	・	・	氏 名 又 は 名 称		
項 目		税 率 3 % 適 用 分 A		税 率 4 % 適 用 分 B		税 率 6.3 % 適 用 分 C	
課 税 売 上 額 (税 抜 き)	①	円		円		円	
免 税 売 上 額	②	斜線		斜线		斜线	
非 課 税 資 産 の 輸 出 等 の 金 額 、 海 外 支 店 等 へ 移 送 し た 資 産 の 価 額	③	斜线		斜线		斜线	
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (① + ② + ③)	④	斜线		斜线		斜线	
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (④ の 金 額)	⑤	斜线		斜线		斜线	
非 課 税 売 上 額	⑥	斜线		斜线		斜线	
資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (⑤ + ⑥)	⑦	斜线		斜线		斜线	
課 税 売 上 割 合 (④ / ⑦)	⑧	斜线		斜线		斜线	
課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 (税 込み)	⑨	斜线		斜线		斜线	
課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額	⑩	(⑨ A欄 × 3/100)	(⑨ B欄 × 4/100)	(⑨ C欄 × 6.3/100)		※付表2-1のD欄へ	
特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額	⑪	斜线	斜线	斜线		※付表2-1のD欄へ	
特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額	⑫	斜线	斜线	(⑪ C欄 × 6.3/100)		※付表2-1のD欄へ	
課 税 貨 物 に 係 る 消 費 税 額	⑬	斜线	斜线	斜线		※付表2-1のD欄へ	
納 税 義 务 の 免 除 を 受 け な い (受 け る) こ と と な つた 場 合 に お け る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額	⑭	斜线	斜线	斜线		※付表2-1のD欄へ	
課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 の 合 計 額 (⑩ + ⑫ + ⑬ ± ⑭)	⑮	斜线	斜线	斜线		※付表2-1のD欄へ	
課 税 売 上 高 が 5 億 円 以 下 、 か つ 、 課 税 売 上 割 合 が 95 % 以 上 の 場 合 (⑯ の 金 額)	⑯	斜线	斜线	斜线		※付表2-1のD欄へ	
課 税 5 計 95 税 % 税 値 税 未 売 金 上 満 上 超 高 又 合 場 が は が 合	⑯のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑰	斜线	斜线	斜线	※付表2-1のD欄へ	
課 税 未 売 金 上 満 上 超 高 又 合 場 が は が 合	⑯のうち、課税売上げと非課税売上げに 共 通 し て 要 す る も の	⑱	斜线	斜线	斜线	※付表2-1のD欄へ	
控 の 除 調 税 額 整	個 別 对 忔 方 式 に よ り 控 除 す る 課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 [(⑰ + (⑯ × ④) / ⑦)]	⑲	斜线	斜线	斜线	※付表2-1のD欄へ	
控 の 除 調 税 額 整	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額 (⑯ × ④) / ⑦)	⑳	斜线	斜线	斜线	※付表2-1のD欄へ	
控 の 除 調 税 額 整	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額	㉑	斜线	斜线	斜线	※付表2-1のD欄へ	
控 の 除 調 税 額 整	調 整 対 象 固 定 资 产 を 課 税 業 务 用 (非 課 税 業 务 用) に 転 用 し た 場 合 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額	㉒	斜线	斜线	斜线	※付表2-1のD欄へ	
控 の 除 調 税 額 整	居 住 用 貨 貸 建 物 を 課 税 貨 貸 用 に 供 し た (譲 渡 し た) 場 合 の 加 算 額	㉓	斜线	斜线	斜线	※付表2-1のD欄へ	
差 引	控 除 対 象 仕 入 税 額 [(⑯、⑯又は⑰の金額) ± ⑲ ± ⑳ + ㉑] が プラス の 時	㉔	※付表1-2のA欄へ	※付表1-2のB欄へ	※付表1-2のC欄へ	※付表2-1のD欄へ	
差 引	控 除 過 大 調 整 税 額 [(⑯、⑯又は⑰の金額) ± ⑲ ± ⑳ + ㉑] が マイナス の 時	㉕	※付表1-2のA欄へ	※付表1-2のB欄へ	※付表1-2のC欄へ	※付表2-1のD欄へ	
貸 倒 回 取 に 係 る 消 費 税 額	㉖	※付表1-2のA欄へ	※付表1-2のB欄へ	※付表1-2のC欄へ		※付表2-1のD欄へ	

注意 1 並列の計算においては、1行未満の場合は切替て算定。

2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該行表を作成してから付表2-1を作成する。

3 ④、⑯及び⑯のX欄は、付表2-1のX欄を計算した後に記載する。

4 ⑯及び⑯のX欄には、倒引き、削戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。

(R2.4.1以後終了課税期間用)